

高萩・北茨城広域事務組合行政手続条例

令和元年10月9日

条例第24号

(目的等)

第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号）第46条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が住民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって住民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、法律又は他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(処分、行政指導及び届出に関する手続等)

第2条 高萩・北茨城広域事務組合が行う処分、行政指導及び届出に関する手続については、北茨城市行政手続条例（平成10年北茨城市条例第31号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。